

安全運転管理者講習の実施に関する規程

令和3年2月26日
福井県公安委員会規程第1号

改正

令和4年3月17日公委規程第4号 令和4年8月25日公委規程第20号 令和5年3月17日公委規程第7号

安全運転管理者講習の実施に関する規程を次のように定める。

安全運転管理者講習の実施に関する規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 講習の実施要領（第2条—第14条）

第3章 特例措置（第15条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第1号の規定に基づき福井県公安委員会が実施する安全運転管理者に対する講習（以下「講習」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 講習の実施要領

（講習計画の作成）

第2条 講習は、年度ごとに実施時期、実施場所、講習時間等を考慮して講習計画を作成し、これに基づいて行うものとする。

（講習の通知）

第3条 講習の通知は、安全運転管理者を選任した使用者（法第74条の2第1項に規定する者。以下同じ。）に対し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条第16項の規定による安全運転管理者・副安全運転管理者講習通知書（以下「安全運転管理者等講習通知書」という。）により行うものとする。

（講習実施回数）

第4条 講習は、おおむね年1回実施するものとする。

（講習時間）

第5条 講習の時間は、1回につき6時間実施するものとする。

（講習の場所）

第6条 対面による講習は、公共施設等を使用して行うものとし、オンライン等による講習は場所を定めないものとする。

（講習の内容）

第7条 講習は、規則第38条第1項により行うものとし、その講習科目及び講習時間割の基準は別表のとおりとする。

(講習の方法)

第8条 講習に当たっては、安全運転管理者読本及びその他運転管理に必要な資料等の教本により行うものとし、講義偏重に陥らず、できるだけ映画、ビデオ等の視聴覚教材、その他適切な教材を用い实际的、具体的な事例に基づいて行うものとする。

(講習指導員)

第9条 講習に従事する講習指導員は、安全運転管理者に関する基礎知識及び交通関係法令の知識を有する者で、人格、経験、教育能力等において十分な適格性があると認められる者でなければならない。

(未受講者の取扱い)

第10条 講習の通知を受け、受講しない者に対しては、再度、使用者に対し、日時・場所を指定した安全運転管理者等講習通知書を発送し、必ず受講させるよう勧奨するものとする。

(講習申出の受理手続)

第11条 講習に当たっては、講習を受けようとする者から安全運転管理者講習申出書(様式第1号)の提出を得て、これを受理するものとする。

(講習実施結果)

第12条 講習を実施したときは、講習実施結果報告書(様式第2号)により講習実施状況を明らかにし、会計年度で1年間保存するものとする。

2 講習実施結果は、安全運転管理者等講習終了者一覧(様式第2号の2)により公表するものとし、福井県警察のホームページに掲載することにより行うものとする。

(講習終了証書の交付)

第13条 交通企画課長は、受講者が講習終了後に証明書の交付を求めたときは、安全運転管理者等講習終了証書(様式第3号)を作成して受講者に交付し、副本を講習実施結果報告書とともに保管するものとする。

2 講習終了証書の亡失、滅失又は棄損により、再交付を求めた場合は、再交付申請書(様式第4号)により申請させた上で、保管している副本の写しを交付するものとする。

(講習に対する協力)

第14条 警察署長は、講習の実施について積極的に協力援助し、講習の効果的な推進に努めなければならない。

第3章 特例措置

(講習の免除)

第15条 特別民間法人自動車安全運転センター安全運転中央研修所が行う安全運転管理者課程の受講者(当該年度中に受講予定の者を含む。)は、当該講習を受講した年度及び翌年度の2年間は本講習を免除するものとする。

附 則

この規程は、令和3年2月26日から施行する。

附 則(令和4年3月17日福井県公安委員会規程第4号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月25日福井県公安委員会規程第20号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月17日福井県公安委員会規程第7号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表

安全運転管理者講習の講習科目及び講習時間割基準

第1 法令の知識

60分

講習目標	講習細目	留意事項
<p>管理者として道路交通に関係ある法令の一般を理解させ、法令の遵守が安全運転管理者の第一歩であることを認識させる。</p>	<p>1 道路交通法 道路交通法及びこれに基づく施行令、施行規則並びに都道府県公安委員会規則「交通の教則」について、運転者が遵守すべき事項</p> <p>2 道路運送車両法 同法第3章及びこれに基づく道路運送車両の保安基準、同整備、検査に関する事項の要点</p> <p>3 自動車の保管場所の確保等に関する法律 車庫の確保と違法駐車防止についての規定</p> <p>4 車両制限令 同令第3条（車両の幅等の最高限度）、第10条（路肩通行の制限）等の遵守事項</p> <p>5 その他交通事故と関連のある法令 交通事故を起こした加害者の刑事、民事、行政上の責任の重大性</p>	<p>○ 刑事、民事上の責任は、処分の強化、賠償の高額化の傾向にあること、また行政上も強化されていることを理解させ、交通安全は、コストとして考えるべきであることを強調する。</p>

第2 安全運転のための知識

60分

講習目標	講習細目	留意事項
<p>自動車交通の利便性の背後に交通事故があり、事故による被害者が受ける影響は、肉体的、物質的にも深刻かつ重大であることを、具体的、実際の事例で理解させ安全運転管理の必要性の導入として認識させる。</p> <p>事故の大半は運転者側に人の能力、物理的な法則、車の構造等を踏まえた運転がされていない場合に発生していることを理解させる。</p> <p>人の判断、運動能力は感覚器官、視覚器官、運動器官等に関係し、個人差があるほか限界があること、並びに性格、体力等により運転適正に関係することを理解させる。</p> <p>物体の運動に伴う物理的な法則を理解させ、自動車の走行に関係する自然の制約から避けられない点を強調し、運転行為のもつ本質的な危険性を認識させる。</p>	<p>1 交通事故の現状 当該都道府県の実情を重点とする。 事故の形態、原因（特に運転者側の原因）事故多発路線、多発時期、時間帯等の状況等を重点とする。</p> <p>2 正しい運転 正しい運転のための考え方、人の生理的能力、物理的法則、車の構造の概要（概要のみとし、詳細は以下とする。）</p> <p>3 人の感覚と能力 （1）人の持つ視力と視野、視野と速度、順応と幻惑等の限界についての要点 （2）判断と感覚は、速度、順応、環境、心身の状況で不正確となる事例 （3）認知に基づく動作と反応時間、動作と性格について個人差の存在、運転適正の重要性</p> <p>4 自然の法則 （1）車のエネルギーについて速度と重量による衝撃力の関係 （2）摩擦と制動、摩擦と路面の関係について認知、判断、行動の流れの中で生ずる状況等 （3）遠心力と走行について、遠心力とこれに耐えるものとの関係 （4）自動二輪車の特性について、特にジャイロ特性、低速時の不安定性</p>	<p>○ 統計を利用する場合は、数字の羅列ではなく視覚的に判り易いものとする。</p> <p>○ 数字は、細分化して具体的に感得されるようにする。</p> <p>○ 図表を用いて相関関係を示す。</p> <p>○ 具体的な事故事例を示し、問題点を例示する。</p> <p>○ 反応時間との関係を入れた図を示して例示する。</p> <p>○ 遠心力の働きによるカーブでの転落事故、二輪車走行のバンクの関係を示す</p>

<p>交通事故の実態をとらえて、歩行者等交通事故上の弱者を優先することが保護であり、歩行者の特性をとらえて思いやりのある運転をする必要性を認識させる。</p>	<p>5 歩行者の保護</p> <p>(1) 自動車と歩行者等の力関係 歩行者は無防備の状態での交通の場にあること、歩行者等は、優先的に通行できることは知っていても自己の危険を防止するために事実上車に譲っている現状</p> <p>(2) 歩行者等の行動特性の誤解 法の不知、近道反応をとるなど運転者としては衝動的な行動に対応せざるを得ないこと、特に子供は弁識力、老人は行動能力が低いなどがある。また、自転車は不安定で行動が予測できない事実の理解</p> <p>(3) 歩行者等保護のための運転方法 行動特性を理解し、横断歩道付近、側方通過時、狭い道路や歩道のない道路を通過するとき、危険を予測した運転をする必要性</p>	<p>る。</p> <p>○ 車と人と対立的にとらえないで、人間性にたって弱いものを保護する本性を基調にするよう理解させる。</p>
<p>走行上危険の生じない場面等における運転上の心構え、エチケット等について理解させる。</p>	<p>6 危険な場面における走行 踏切、坂道、カーブ、夜間、悪天候と悪路（雨天、雪、凍結、霧、悪路と狭道）においては、情報の認知、判断、行動に悪い条件下にある。 運転は基本原則にかえて慎重に行うことの必要性</p>	<p>○ 各場面の具体例をあげて説明する。</p>
<p>飲酒運転による危険性を理解させ、飲酒したら絶対運転しないことを徹底させる。</p>	<p>7 飲酒運転による危険性 飲酒により情報認知や判断力が低下し危険な運転となり重大事故発生の要因が極めて大である事実</p>	
<p>高速走行の場合における物理的な特性、車の限</p>	<p>8 高速道路における走行</p> <p>(1) 走行準備 一般走行と異なる点、特にオーバーヒート、パンク等に危険性について事前点検の必要性</p>	<p>「交通の方法に関する教則」参考</p>

<p>界、運転心理等は一般走行の場合と異なることを理解させ、危険性が大きいことを認識させる。</p>	<p>(2) 安全走行 走行車線への進入加速要領、車間距離の保持、急ハンドル、急ブレーキの禁止についての必要性</p> <p>(3) 故障等の発生時の措置 死傷事故が発生したときは、救護措置を第一とし、故障等の場合は表示とともに二次的な事故発生防止のための措置をとることの重要性</p>	
--	---	--

講習目標	講習細目	留意事項
<p>交通事故防止は、社会的な義務であるとともに事業所等においても安全保持は経営コストに関わるものがあり、その重要性を理解させる。</p> <p>運行管理は、安全運転管理者の重要な柱であり、使用者の業務計画と一体となって合理的な車両の運行を図ることとなるが、各場面において、ともすれば陥りがちな使用者等の恣意による運行の危険を規正し、安全運転を確保すべきであることを認識させる。</p>	<p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 安全運転管理者制度の趣旨、目的について、特に安全は事業の存続に不可欠のもの、雇用者の安全を守るとは道義的な責任でもある。</p> <p>(2) 法が期待する雇用者、管理者の責務について、道路交通法上定められた雇用者の義務、運行を管理する者の義務、両罰規定の設けられている趣旨並びに安全運転管理者の処理すべき事項の概要、及び一般的な任務の範囲</p> <p>2 運行の管理</p> <p>(1) 運行計画の作成 使用者、労務管理者と連絡をとり、合理的な運行計画を作成する。適正な運転時間を遵守し無理な運行を規制し過労運転を防止することの必要性</p> <p>(2) 運行の割り当て 車種、運転経験・技能等に応じた勤務指定をする（無資格運転を防止）、夜間、長時間運転等における交替運転者の配置による過労運転の防止をはかる。必要な器材の携行その他必要な指示を行い、安全運転の確保を図る重要性</p> <p>(3) 運行状況の把握 運転日報、運行記録計による運行状況の確認と運行計画への反映の</p>	<p>○ 資料等により分かり易く説明する。安全運転管理者の処理すべき事項については、以下で説明するので要点のみとする。</p> <p>管理責任者を明確にした規程の例を示す。</p> <p>○ 運行記録計の見方と活用方法を具体的</p>

<p>事業所における無秩序な車両使用の抑制とともに整備された車両による運転が確保されるべきことの重要性を認識させる。</p> <p>運転者の勤務体制、健康状況、職場規律環境等について使用者、</p>	<p>配意</p> <p>(4) 異常気象時等の措置 降雨、荒天等異常気象時、交通事故、渋滞等における安全運行を確保するための連絡手段の確保、危険回避の措置等運行計画の変更等の要領、並びに道路状況、交通状況の把握と運行への反映の必要性</p> <p>(5) 危険物等運搬時の措置 法規に適合した車両、運転者、運行経路、速度等を選択し、防護措置の徹底を図る。 積載の要領について注意喚起</p> <p>3 車両の管理</p> <p>(1) 車両使用の準則の規定 事業用車両が無秩序に使用されないために一般的な準則を定めて励行させる必要性</p> <p>(2) 車両の点検整備 日常点検、定期点検を確実にを行い、車両整備管理者が置かれているときは連携を強化する。緊急用具の完備を図る。 少しでも悪い箇所が発見された車両は絶対に使用させない等の措置</p> <p>(3) 車両状況の把握 車両台帳等により、車両の使用、点検、整備の実態を把握し、安全運転管理への資料として活用する手段</p> <p>4 運転者の管理</p> <p>(1) 勤務体制の整備、確立 使用者、人事担当者との連絡をとり、勤務時間及び運転時間の適正化を図り運転日報等により実態を把握し、運行計画へ反映させ過労防止</p>	<p>に例示する。</p> <p>○ 気象通報、道路交通情報センターの活用も例示する。</p> <p>○ 準則の例示をする。</p> <p>○ 車両台帳の様式等の例示をする。</p>
---	---	---

<p>人事管理担当者と連絡し、実態を把握し、安全運転への必要な配意をすべきことを理解させる。</p> <p>あらゆる機会をとらえて安全運転のための教育、訓練を実施する必要のあることを理解させる。</p>	<p>を図る措置</p> <p>(2) 運転者の指導監督 点呼、日常点検、運転日報等の点検を通じて運転者の心身の状況、職場規律の保持状況等を把握し、指導監督を適切に行う必要性</p> <p>(3) 休養、厚生への配慮 職場環境の整理、整頓を図るとともに休憩厚生施設についての整備に配意し、又は反映させる措置</p> <p>(4) 運転適性の把握 運転者個々の運転適性を機器又はペーパーテスト等を利用して把握し、適性配置に資するとともに、必要な指導、助言を行うことの必要性</p> <p>5 運転者の指導教育</p> <p>(1) 教育訓練の計画 定例的な計画として毎月の教育訓練計画を作る。教育対象は、新入者、その他対象別に区分し、内容、程度を定める。個々の特性に応じた指導の必要性、又はマイカー利用者についても併せて教育する方法の樹立</p> <p>(2) 教育訓練の方法 毎日の点呼等の活用その他、講習会、検討会の開催、使用者の訓示、社内報の利用等多角的に機会をとらえて行う等の措置</p> <p>(3) 教育訓練の内容 「安全運転のための知識」の各項の他具体的な作業点検要領、消火器の使用法、「防衛運転の考え方と方法」等についての重点的な方策</p> <p>(4) 教育訓練の効果測定と利用 教育訓練の結果については、絶えず事故の減少、行動の変化等を点呼</p>	<p>○ 疲労の外見的な認定要領を例示する。</p> <p>○ 精密検査、簡易検査の方法を例示し、指導助言上の配意を説明する。</p> <p>○ 月例訓練の例示をする。</p> <p>○ 情報を多く提供するための媒体等を示す。</p> <p>○ 小規模事業所では、外部講師を活用するよう指導する。</p>
---	--	--

<p>事故発生時の措置について理解させる。</p> <p>事故防止対策は、原因責任の究明に止まることなく、運転管理、車両管理等管理体制全般の中で取り上げ安全コストであることを理解させる。</p>	<p>時の確認、運転日報等の点検、同乗等の実施により、測定する方法を考慮し、次期教育へ反映させるための措置</p> <p>6 事故発生時の措置</p> <p>(1) 事故現場における救急措置と管理者に対する報告</p> <p>(2) 事故状況の正確な記録と事故原因の究明、事故損害賠償の処理の早期かつ適正な処理</p> <p>(3) 管理者は、運転者の相談相手になってやる。</p> <p>7 事故防止対策</p> <p>(1) 事故原因の究明</p> <p>原因究明は、統計的のみでなく、事例的にも掘り下げて検討する。</p> <p>この場合、主原因のみでなく背景的要因にもふれ、また加罰を目的とせず事故の再発防止を主眼とすることの重要性</p> <p>(2) 事故防止対策の検討</p> <p>事故防止検討会の開催、適性検査の実施、個別教育の実施、一般運転者に対する注意喚起等の方法の検討</p> <p>(3) 管理体制の整備</p> <p>事故分析結果に基づきその要因となっていた管理体制上の諸点について、運行の管理、車両の管理、運転者の管理及び指導教育等の面からは是正すべき点の有無を検討する。</p> <p>表彰制度を活用し、無事故が生み出す会社の利益を訴える事の必要性</p>	<p>○ 事故時のマニュアルを例示する。</p> <p>○ 事故報告の事例を示す。</p> <p>○ 事例や研究例を示す。</p> <p>○ 事故分析要因を例示する。</p>
---	--	---

講習目標	講習細目	留意事項
<p>交通事故に伴う賠償は誠実に処理すべきであり、賠償の基本的な事項を理解させるとともにその重大性を自覚させ、これらを通じて安全運転管理の重要性を理解させる。</p>	<p>損害賠償の基本</p> <ol style="list-style-type: none">1 過失の存在及び損害賠償の請求内容、賠償責任者、賠償を請求し得る者、請求の方法、相談機関の利用等の概要2 交通事故に対する保険制度 強制保険、任意保険の種別と特長、社会保険との関係、各種保険との相互の関係（重複請求等）の概要3 自賠法の骨子 自賠法の性格、特長、賠償責任者、請求者、損害賠償の内容、保険限度額の状況、請求方法の概要等	<p>○ 交通相談機関の例示</p>

様式第 1 号

安全運転管理者講習申出書

年 月 日

福井県公安委員会 様

事業所の名称

事業所の住所

氏名

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により安全運転管理者講習を受講します。

上記講習に対する手数料を納入します。	
納付金額	円
証紙の 貼付欄	<p>※手数料納付システムを利用した場合、記載すること。</p> <p>【申込番号】 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/></p>

第 号

安全運転管理者等講習終了証書

安管番号

氏名

上記の者は、 に実施した道路交通法第108条の2第1項第1号
に掲げる安全運転管理者等講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

福井県公安委員会

